

平成26年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

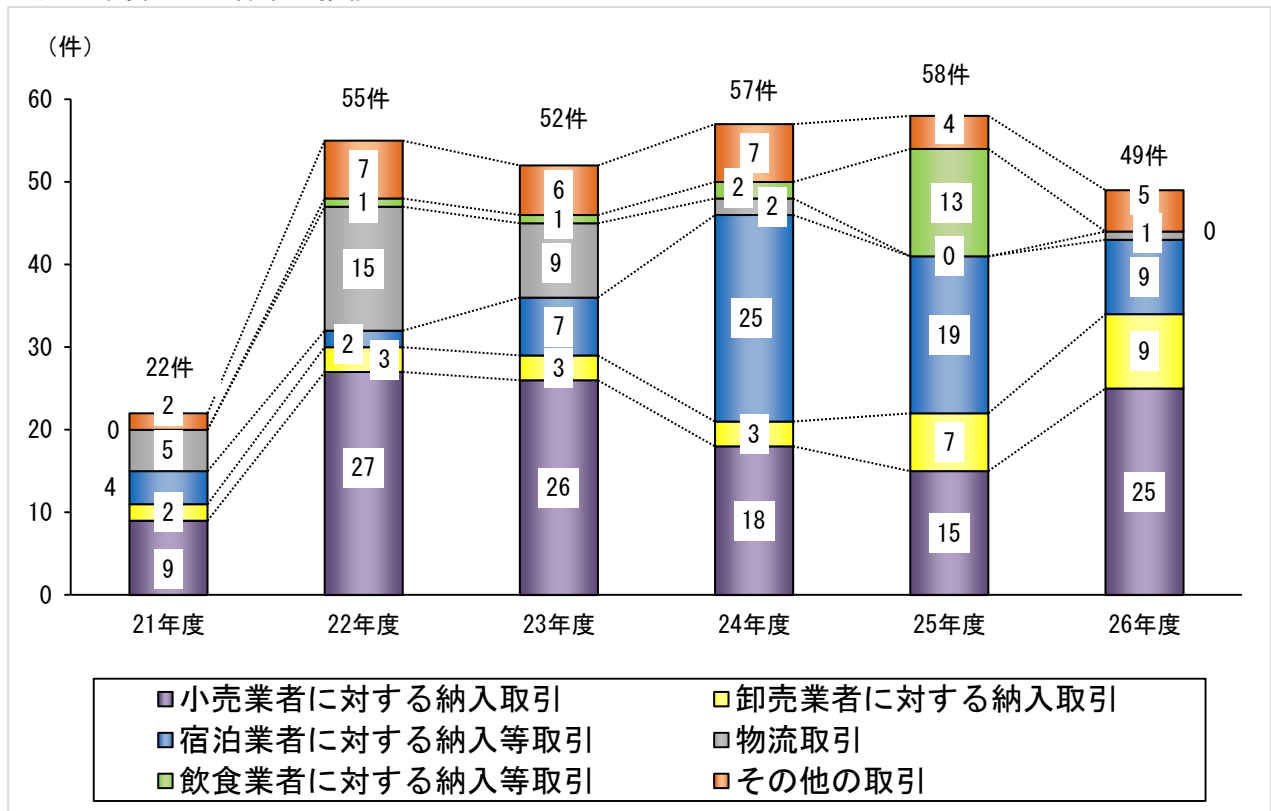
1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成26年度においては、49件の注意を行った。

なお、これとは別に、公正取引委員会は、平成26年度において、総合ディスカウント業者による納入業者に対する優越的地位の濫用に係る独占禁止法違反事件について、以下のとおり法的措置を採った。

違反行為者	措置年月日	課徴金額	違反行為の内容
ダイレックス㈱	平成26年6月5日	12億7416万円	①従業員等の派遣の要請 ②協賛金等の負担の要請

<図：年度別注意件数の推移>



2 注意の件数及び内容

(1) 優越タスクにおいて注意を行った49件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ディスカウントストア等）に対する納入取引が25件と最も多く、次いで卸売業者に対する納入取引及び宿泊業者に対する納入等取引がそれぞれ9件、物流取引が1件、その他の取引は5件となっている。

(2) 優越タスクにおいて注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が42件中18件と最も多く、次いで「購入・利用強制」及び「協賛金等の負担の要請」が9件となっている。また、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が13件中7件と最も多くなっている。さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が14件中9件と最も多くなっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」及び「協賛金等の負担の要請」が21件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が18件となっている。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	卸売業者 に対する 納入取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	物流取引	飲食業者 に対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	9	1	9	0	0	2	21
協賛金等の負担の要請	9	7	3	0	0	2	21
従業員等の派遣の要請	18	0	0	0	0	0	18
その他の経済上の利益提供の要請	2	0	1	0	0	0	3
返品	1	2	0	0	0	0	3
支払遅延	1	0	0	0	0	0	1
減額	1	1	0	1	0	0	3
取引の対価の一方的決定	0	0	0	1	0	0	1
その他	1	2	1	0	0	2	6
合計	42	13	14	2	0	6	77

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数(49件)と行為類型の内訳の合計数(77件)とは一致しない。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

(2) 平成26年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約45日であった(前年度は約53日)。

2 効果的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者による納入取引の事案であれば仕入等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

- (2) 面談後、関係事業者が、自主的に改善し、再発防止に努める旨を文書で報告してきた内容のうち、主な内容は次のとおりである。

ア 小売業者に対する納入取引

ホームセンター業を営む a からは、今後、以下の行為を取りやめる旨の報告があった。

- (ア) 購入・利用強制について、購買担当者から取引先納入業者に対し、a が販売する恵方巻き、クリスマスケーキ等の購入を要請していた。
- (イ) 協賛金の負担の要請について、取引先納入業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、また、販売促進効果が期待できる用途になっているとは限らないにもかかわらず、協賛金の負担を要請していた。
- (ウ) 従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、その販売に関する能力等が活用できる作業とはいえぬい棚卸し作業を行わせるため、従業員等の派遣のために通常必要となる費用を負担せずに、従業員等を派遣するよう要請していた。

イ 宿泊業者に対する納入等取引

宿泊業を営む b からは、今後、以下の行為を取りやめる旨の報告があった。

- (ア) 購入・利用強制について、購買担当者から取引先事業者に対し、参加希望人数を指定するなどして b の運営するホテルで開催するイベントへの参加を要請していた。
- (イ) 協賛金の負担の要請について、取引先事業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく協賛金の負担を要請していた。

また、同社からは、社内に設置されているコンプライアンスを推進する委員会において、以下の事項を決定するとともに、これらを実施する旨の報告があった。

- (ウ) 公正取引委員会から注意を受けた行為（上記(ア)及び(イ)）の再発防止策を講じる。
- (エ) 独占禁止法の規制の趣旨等について社内における周知徹底を図るため、全従業員を対象としたコンプライアンス勉強会を開催する。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むAは、購買担当者から取引先納入業者に対し、Aが販売するうなぎ、クリスマスケーキ等の季節商品、スーツ等の衣料品等の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 衣料品の小売業を営むBは、感謝祭と称するセールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。
- (3) 家具等の小売業を営むCは、新規オープン等におけるセールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、回答が無い場合には賛同したものとみなすこととして、協賛金の負担を要請していた。
- (4) 雑貨等の小売業を営むDは、共同配送センターの利用料について、取引先納入業者に対し、一律に一定率の協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (5) 食品スーパーマーケット業を営むEは、新規オープン等に際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (6) 衣料品の小売業を営むFは、新規オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用の一部を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (7) ディスカウントストア業を営むGは、取引先納入業者に対し、新旧商品の入替えや店舗改装時の商品の入替えの際に売れ残った商品について、あらかじめ返品について合意していたものの、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

支払遅延

- (8) 家具等の小売業を営むHは、取引先納入業者に対し、新規オープン等の際に納入された商品の代金について、あらかじめ定めた支払期日に支払わなかった。

減額

- (9) 食品スーパーマーケット業を営むIは、新旧商品の入替えの際に売れ残り商品を値引販売していたところ、取引先納入業者に対し、当該商品の納入価格の値引きを要請していた。

2 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 贈答品の卸売業を営むJは、小売業者が一般消費者に商品を販売する際に使用するカタログの作成や販売促進キャンペーンを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、また、要請文書において、回答が無い場合には承諾したものとみなす旨を記載して、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (2) 理美容商品の卸売業を営むKは、取引先納入業者に対し、売れ残った商品について、事前に返品条件を定めることなく、また、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

減額

- (3) 菓子の卸売業を営むLは、小売業者への値引販売により生じた利益の減少分を補うため、取引先納入業者に対し、当該商品の納入価格の値引きを要請していた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むMは、購買担当者から、納品に訪れた取引先事業者に対し、Mの運営するホテルで開催されるディナーイベントのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業を営むNは、購買担当者から取引先事業者に対し、Nの運営するホテルにおいて開催される食事イベントについて、参加希望人数を指定するなどして利用を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 宿泊業を営むOは、Oの運営するホテルにおいて開催される感謝祭と称するイベントの開催費用の一部に充てるため、取引先事業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、一定額の協賛金の負担を要請していた。

その他の経済上の利益提供要請

- (4) 宿泊業を営むPは、Pの運営するホテルにおいて開催されるディナーショーの抽選会で使用される景品について、取引先事業者に対し、提供希望数量を提示の上、無償で景品を提供するよう要請していた。

4 物流取引

取引の対価の一方的決定

食料品の卸売業を営むQは、配送業務の委託代金の決定に当たり、原油高等を考慮して物流事業者との間で十分な協議を行うことなく、委託代金を定めていた。

5 その他の取引

購入・利用強制

冠婚葬祭業を営むRは、購買責任者から取引先事業者に対し、Rが販売するお節料理の購入を要請していた。